

徴税・納税制度と納税意識に関する研究

—所得税・消費税を中心に—

横山直子[†]

キーワード：徴税・納税制度，納税意識，所得税，消費税

1. はじめに

わが国の徴税・納税制度における徴税费，納税協力費，そして納税意識は多様な特徴を有している。本論文は，わが国における徴税・納税制度における所得税，消費税の納税意識に着目するとともに徴税费，納税協力費との関連について注目し研究を深めているものである。本稿では，申告所得税納税者，源泉徴収義務者，源泉所得税納税者，消費税納税義務者，消費税負担者それぞれの納税意識の特徴をきめ細かく詳細に分析し，納税意識に影響を与える要素を明確にしながら徴税・納税制度，徴税费の特徴を明確にし，さらに納税協力費の意義，重要性，特徴について一層明らかにする。

納税協力費に関する研究について，イギリスにてサンフォード（Sandford, C.）教授¹⁾を中心とした研究が有名で詳細な分析が数多くおこなわれていて，納税協力費に関して本論文では，サンフォード教授らによる研究を参考にしながらわが国の所得税，消費税の納税協力費について分析を深める²⁾。サンフォード教授らは納税協力費について，金銭的コスト（money costs），時間的コスト（time costs），心理的コスト（psychic or psychological

[†]大阪産業大学 経済学部 国際経済学科 教授

草稿提出日 9月19日

最終原稿提出日 3月17日

1) 納税協力費に関して，Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989), Sandford, C. (ed.) (1995), Sandford, C. (2000) を参考にしている。

2) サンフォード教授らの研究では，税制が機能する中でのコストについて，徴税側が負担する公共部門のコスト（administrative costs（以下，徴税费））と納税者が負担する民間部門のコスト（compliance costs（以下，納税協力費））と，両者を合わせたコスト（operating costs（以下，広義の徴税费））に分類されており（この点について，Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989), chap.1, pp.3-23 を参考），本稿においてもこれらの分類を参考にしながら納税協力費について分析を深める。

costs) の3つのように分類されている³⁾。本稿では納税協力費とともに徴税・納税制度、徴税費、そして納税意識それぞれの特徴と関連に注目する。これまでに筆者(横山直子)も納税協力費に関する研究(例えば横山直子(1998), (2000), (2008), (2010), (2011a), (2011b), (2013)など)を数多くおこなってきていて、さらに納税意識と納税協力費の特徴に関する研究(横山直子(2012))において研究を深めてきている。本論文ではこれまでの研究をさらに進めて、視野を広げ視点を深く掘り下げ、納税意識の特徴と納税意識に影響を与える要素を分析することに加えて、徴税・納税制度、徴税費・納税協力費の大きさ、特徴と、納税意識との関連についても着目し分析を深めるということが本稿の特徴である。

本論文は、第一に、所得税、消費税の徴税・納税制度と納税意識の関連について注目しながら納税意識に影響を与える要素を一層明確にし、第二に、申告所得税納税者、源泉徴収義務者、源泉所得税納税者、消費税納税義務者、消費税負担者それぞれの納税意識の特徴、納税協力費の大きさと所得税、消費税に関する徴税費との関連について分析をおこなう。そして第三に、所得税、消費税に関する徴税・納税制度、徴税費、納税協力費の特徴、意義を一層明確にしながら、納税意識との関連の重要性について明らかにする。

2. 所得税・消費税の徴税・納税制度と納税意識

2.1 所得税、消費税の徴税費

所得税、消費税それぞれに関する徴税費を測定するための一つの方法として、各税の担当税務職員数から計算するということが考えられる⁴⁾。本稿では、第3, 4節にて所得税、消費税の納税協力費と徴税費の大きさの割合の比較をおこなうため、それぞれの値の大きさの比をみておきたい。本稿では、以下のような方法で所得税、消費税の徴税費の割合を測定することによって、申告納税所得税、源泉徴収所得税、消費税に関する「徴税費の割合」についてみることにする。

国税庁機構図、管区表(国税庁編(2012)『国税庁統計年報書』)⁵⁾より、国税庁、税務大学校、国税不服審判所、札幌国税局、仙台国税局、関東信越国税局、東京国税局、金沢国税局、名古屋国税局、大阪国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局、熊本国税局、沖縄国

3) これら納税協力費に関する3つの分類や内容については、Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989), chap.1, pp.3-23を参考。

4) 横山直子(1998), 横山直子(2011a)を参考。

5) 国税庁編(2012)『国税庁統計年報書(平成22年度版)』参考。

税事務所、税務署がある（図1は国税庁機構図に関する図である）。本論文においては所得税、消費税に関する徴税費の割合比に注目しているため、国税庁、国税局の課税部をみると、国税庁の課税部に課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課、消費税室、審理室、資産評価企画官、鑑定企画官、課税企画官、酒税企画官があり、国税局の課税部（国税局（ ）内は、一部の国税局にあるもの）には、課税総括課、（審理課）、

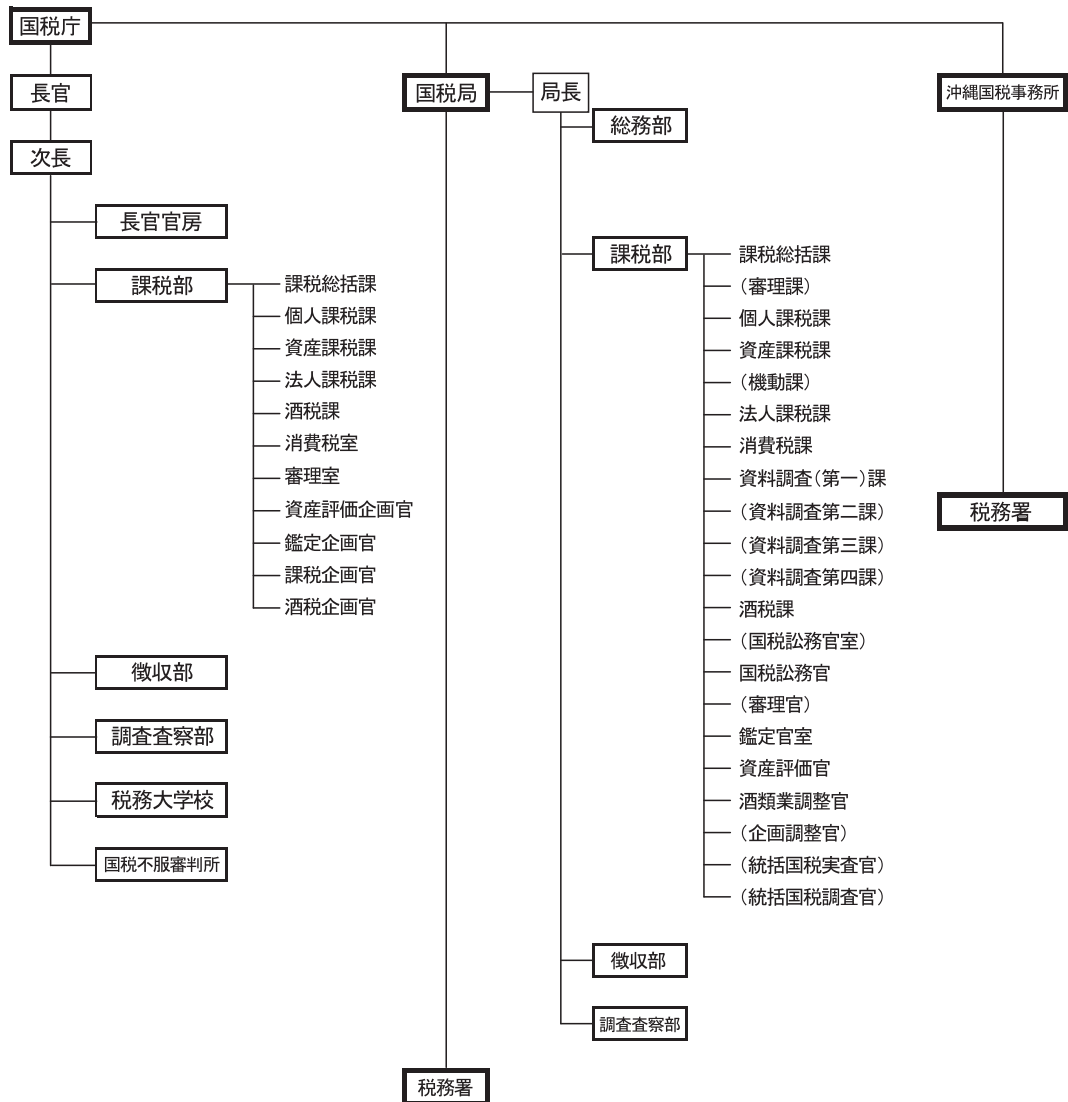


図1

出所) 国税庁編 (2012) 『[第136回] 国税庁統計年報書 (平成22年度版)』 大蔵財務協会における国税庁機構図、管区表を参考にして作成している、国税庁、国税局の課税部について注目しながら作成している。詳細については、国税庁機構図、管区表を参考。

個人課税課, 資産課税課, (機動課), 法人課税課, 消費税課, 資料調査(第一)課, (資料調査第二課), (資料調査第三課), (資料調査第四課), 酒税課, (国税訟務官室), 国税訟務官, 審理官, 鑑定官室, 資産評価官, 酒類業調整官, (企画調整官), (統括国税実査官), (統括国税調査官)がある。ここで, 申告所得税については, 国税庁, 国税局の各課税部における個人課税課担当職員数, 源泉所得税については, 国税庁, 国税局の各課税部における法人課税課の中の源泉所得税担当税務職員数, 消費税については, 国税庁課税部の消費税室, 国税局課税部の消費税課担当税務職員数の合計から各税について測定した値の比を各税の徴税費の割合比と考え, 徴税費割合比であらわすように計算を試みている⁶⁾。

2.2 所得税, 消費税の徴税費比較

図2は, 申告所得税, 源泉所得税, 消費税に関する徴税費についての割合比について

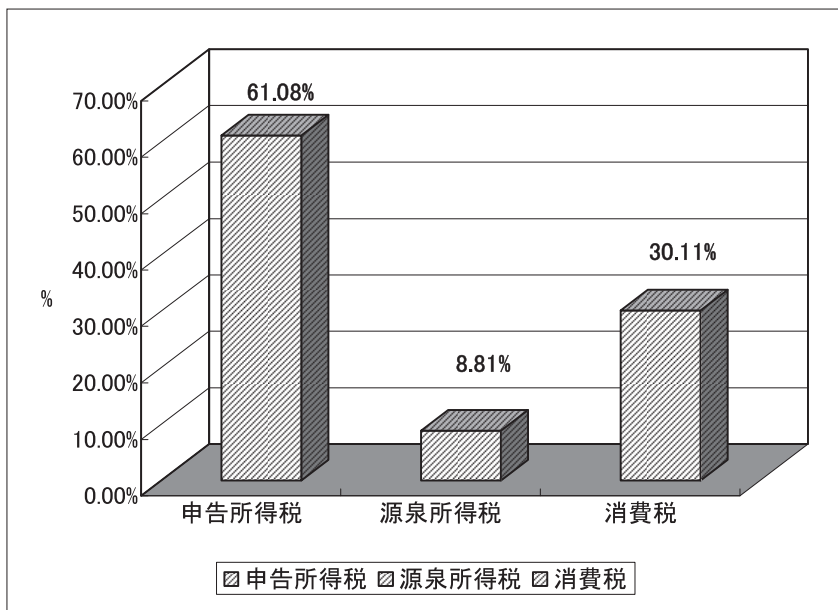


図2 申告所得税, 源泉所得税, 消費税の徴税費に関する割合比 (平成22年)

(単位: %)

出所) 国税庁編(2012)『国税庁統計年報書(平成22年度版)』, 大蔵財務協会(2013)『財務省職員録(平成25年版)』より, 各税について測定した値の比を各税の徴税費の割合比と考えて測定し作成したもの。Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989)における測定方法についても参考にしながら日本の徴税費の場合の割合比の値を測定している。横山直子(2010), (2011a), (2011b), (2013)についても参考。

6) 本稿では, 大蔵財務協会(2013)『財務省職員録(平成25年版)』より, 国税庁, 国税局の各課税部における各担当部門の人数を数え, それぞれ各税について合計してその値を各税(申告所得税, 源泉所得税, 消費税)の徴税費の割合比と考えてあらわしている。

みたものである。図2が示しているように、申告所得税に関する徴税費の割合比が約61.08%とこの中で最も大きく、源泉所得税と比較するとおよそ7倍、消費税と比べて約2倍の割合比の大きさであることがわかる。

2.3 徴税・納税制度と納税意識

ここで所得税、消費税の徴税・納税制度と納税意識の関連について特に注目しながら、納税意識に影響を与える要因、要素について一層明確にする。

申告所得税、源泉所得税、消費税に関する徴税・納税制度の特徴と納税意識の特色について考察を深めるために、納税意識の意義⁷⁾に注目しながら本論文の分析にとって重要であるキーワードを示すこととする。

納税意識に関してみると、シュメルダース (Schmölders, G.)⁸⁾において租税意識について詳細に述べられている。税負担に関してシュメルダースにおいて、「たいてい簡単に数量化できる『客観的な (objektiven)』税負担は、『主観的な (subjektive)』税負担あるいは『負担感 (Belastungsgefühl)』と区別されている⁹⁾」と述べられ、また、所得税に関して、「所得税の負担感は、客観的な負担に関する知識が少ないこととその他の歪みのある主観的な印象もあるけれども、財の価格に税負担が含まれている税負担に関する漠然とした推測と比較するとかなり明確なものである¹⁰⁾」と述べられ、消費税に関して、「消費税について、たいてい、はじめ負担感は、納税者、いわば気づかれぬ課税について『知っている人 (Mitwischer)』である納税者の範囲内に生じ、その人びとは、『現金徴収 (Inkassoaufgabe)』を担当している人びとである¹¹⁾」とされている。

平井 (2000)¹²⁾において、財政心理学の観点について詳しく述べられており、税の負担感に関して、「一般的にいうと、直接税は納税者の目に見えやすく、間接税は商品価格の

7) 納税意識について、ここでみている Schmolders, G. (1970), 平井源治 (2000), 山本栄一 (1989) とともに、例えば、小西砂千夫 (1997) においては日本の納税意識について述べられ、丸山高満 (1971) においては租税意識の態様について、丸山高満 (1974) においては租税意識の形成について述べられているなど本論文にとっても大変貴重な研究があるので参考。また、これまでに、筆者 (横山直子) も納税意識に関する研究 (例えば横山直子 (2008), (2012), (2013) など) を数多くおこなってきていて、本論文ではこれらの研究をさらに進めて、申告所得税、源泉所得税、消費税の徴税・納税制度、徴税費、納税協力費、納税意識に着目してその特徴を一層明らかにしながら分析を深めている。

8) Schmolders, G. (1970), chap.5 第34節参考。

9) Schmolders, G. (1970), S.326.

10) Schmolders, G. (1970), S.327.

11) Schmolders, G. (1970), S.327.

12) 平井源治 (2000), pp.49-53参考。

なかに含まれているので感知されにくい。¹³⁾」と述べられている¹⁴⁾。

山本 (1989)¹⁵⁾ において、租税意識、負担感について「間接税は負担そのものが実質的な納税者にとって不明確であることによって負担感が少ないのであって、その点は所得税では徴税方法の如何にかかわらず負担感は明らかである。したがって、徴税方法による負担感の相違は、主観的心理的な問題であるといえる。¹⁶⁾」と述べられている。

このような数多くの貴重な研究からも、徴税・納税制度と納税意識にはとても深い関連、つながりがあることがわかる。納税意識に関して本論文の分析にとって重要なキーワードは、第一に徴税費・納税協力費、第二に徴税方法、徴税・納税制度、第三に客観性・主観性である。これらのキーワードの視点から、申告所得税、源泉所得税、消費税に関する徴税・納税制度、徴税費、納税協力費の意義と重要性、そして納税意識との関連については本論文第4節にて明らかにする。

3. 所得税・消費税に関する納税意識、納税協力費の大きさと徴税費

所得税、消費税に関して申告所得税納税者、源泉徴収義務者、源泉所得税納税者、消費税納税義務者、消費税負担者に注目し、それぞれの納税意識の特徴、納税協力費の大きさについてみるとともに所得税、消費税に関する徴税費との関連について分析をおこなう。

納税協力費について、サンフォード教授らはさらに以下のように3つのように分類している¹⁷⁾。金銭的成本 (money costs)、時間的成本 (time costs)、心理的成本 (psychic or psychological costs) であり、金銭的成本は、納税者が税理士に支払う報酬、税の計算を担当する従業員に対するコストなど、時間的成本は、納税者の申告書作成に必要な時間などに関するコスト、心理的成本は、納税者が納税に際して心配な気持ちをもつことなどに関するコストである。

納税協力費について、これまでも筆者 (横山直子) は例えば横山直子 (2010), (2011a), (2011b), (2013) において所得税、消費税に関する納税協力費を計算しており、本論文にて納税協力費についてこれらを参考にしさらに緻密に分析を深めながら測定する。本論

13) 平井源治 (2000), p.52.

14) またさらに、平井源治 (2003) では、日本人の財政意識の構造について詳細な分析がおこなわれている。また、平井源治 (1977) に租税心理学について述べられている。

15) 山本栄一 (1989), pp.190-194参考。

16) 山本栄一 (1989), p.193.

17) これら納税協力費に関する3つの分類や内容については、Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989), chap.1, pp.3-23を参考。

文の大きな特徴は、以下の点である。第一に、申告所得税、源泉所得税、消費税の納税協力費のそれぞれの割合比について比較するという点、第二に、納税協力費に関するベネフィット、ロスについても考え合わせて納税協力費の値を測定するという点である。そして第三に、納税協力費測定について、『税理士報酬規定』（近畿税理士会）（以下、税理士報酬規定）を基準として、さらに所得税、消費税の納税協力費の特質に十分に着目して研究を深め、金銭的成本、時間的成本、心理的成本を考え合わせながら計算をおこなう¹⁸⁾ という点である。

3.1 所得税、消費税の納税協力費

3.1.1 申告所得税の納税協力費

申告所得税の納税協力費については、事業所得納税者に注目する。申告所得（事業所得）納税者については税の計算をおこなうとともに税に関する申告書作成にかかるコストと時間（コスト）、税の計算の確認、申告書作成・確認など心理的成本も含めてかなり大きな納税協力費があると考えられる¹⁹⁾。

申告所得税納税者に関する納税協力費について、「税務代理報酬」、「税務書類作成報酬」（いずれも『税理士報酬規定』（近畿税理士会）におけるもの）を基準として測定する。『税理士報酬規定』では、税務代理報酬について総所得金額基準により、例えば総所得金額が200万円未満の場合6万円、300万円未満の場合7万5千円、500万円未満の場合10万円、1,000万円未満17万円、2,000万円未満25万5千円とされている。申告所得納税者（事業所得）について所得階級別にみて500万円以下が約85%、500万円超が約15%である²⁰⁾。そこで「税務代理報酬」10万円と「税務書類作成報酬」（税理士報酬規定にて税務書類作成報酬は税務代理報酬額の30%相当額とされている）3万円（10万円の30%相当額）の合計13万円を申告所得税の納税協力費（金銭的成本、時間的成本、心理的成本を含んで考える）と考えて測定する。

3.1.2 源泉所得税の納税協力費

源泉所得税の納税協力費に関しては給与所得の源泉徴収所得税に注目する。源泉徴収義

18) 申告所得税、源泉所得税、消費税の納税協力費の測定方法や説明について横山直子（2010）、（2011a）、（2011b）、（2013）などを参考。各税の納税協力費率測定にあたって、税理士に委託する場合を想定し『税理士報酬規定』（近畿税理士会）を基準として用いて擬制計算をおこなっている。

19) この点について横山直子（2013）参考。

20) 国税庁編（2012）『国税庁統計年報書（平成22年度版）』を参考。

務者は月々の税の計算、源泉徴収事務、そして年末調整事務等²¹⁾、大きい納税協力費を負担していると考えられる²²⁾。

源泉徴収義務者（給与所得）に関する納税協力費測定について、年末調整事務に関するコストを基準として計算することとし、『税理士報酬規定』では、税務書類作成報酬に関して年末調整関係書類について、1事案につき2万円、10件を超えて作成するときは1件増すごとに2千円を加算するとされているため、時間的コスト、金銭的成本それぞれ2万円あると考える。さらに心理的成本について「税務相談報酬」（『税理士報酬規定』）を基準として算出する。「税務相談報酬」は『税理士報酬規定』にて、口頭によるものの場合、1時間以内2万円とされているので心理的成本2万円であるとして計算し、源泉所得税の納税協力費は（金銭的成本、時間的コスト、心理的成本含めて）6万円とする。

ここで、源泉所得税の納税協力費に関するベネフィット分について注目したい。源泉徴収義務者は月々、税の源泉徴収をおこない翌月に納付をおこなうとするとベネフィットが生まれるという視点について、サンフォード教授らの研究における測定方法を参考にしながら²³⁾、日本における納税協力費ベネフィット分について測定する。

例えば毎月1日から30日の間に税の源泉徴収をおこない、翌月の10日に税を納付する場合、源泉徴収義務者はベネフィットをうけることになる。税の源泉徴収と納付の日の間が広がると、1日増えるに応じて $T/365$ ずつ（ T は年税額）ベネフィット分が増える。ベネフィットの大きさは、月でみて、（平均でみて）年税額の12分の1の額の9日分の額（365分の9日分）であり、毎月ベネフィットは生じるので $T/12 \times 12 \times 9/365$ である。また、毎月1日から30日の間に源泉徴収がおこなわれるので（平均でみて）追加的に15日分（365分の15日分）ベネフィットを加えて考え、 $T/12 \times 12 \times (9+15)/365 = 24/365T$ となり、金利を1%とするとベネフィットの価値の値は $24/365T \times 0.01$ となる。納税協力費の値からベネフィットの大きさを引いた値がネットのベネフィットということになる。

3.1.3 消費税の納税協力費

消費税の納税協力費について、個人事業者と法人に関する納税協力費に注目する。消費税の納税義務者について、税の計算をおこない税に関する申告書を作成するコストと時間（コスト）があり、また税の計算の確認、申告書作成・確認など心理的成本も含めて

21) 国税庁『年末調整のしかた（平成20年分）』参考。

22) この点について横山直子（2013）参考。

23) Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick（1989）, pp.89-91, pp.246-247を参考。

考えるととても大きな納税協力費があると考えられる²⁴⁾。基準期間における課税売上高が5,000万円以下の課税期間について、消費税簡易課税制度選択届出書を提出した場合に簡易課税制度が適用される²⁵⁾。そこで一般申告と簡易申告の2つに報酬額を分類した上で納税協力費を測定する。

消費税に関する納税協力費について、「税務代理報酬」、「税務書類作成報酬」、「税務相談報酬」（いずれも『税理士報酬規定』（近畿税理士会）におけるもの）を基準として測定する。『税理士報酬規定』では期間取引金額5千万円未満の場合、税務代理報酬について8万円、また税務書類作成報酬について税務代理報酬の50%相当額とされているので4万円（8万円の50%相当額）の合計12万円（金銭的成本と時間的成本を含んで考える）に、先に述べた税務相談報酬額2万円（心理的成本と考える）と合わせて合計14万円を簡易申告の場合の納税協力費の大きさとする。一方、一般申告については期間取引金額の最高額の分類における税務代理報酬15万円と税務書類作成報酬7万5千円（15万円の50%相当額）の合計22万5千円（金銭的成本と時間的成本含んで考える）に、税務相談報酬額2万円（心理的成本と考える）と合わせて合計24万5千円を一般申告の場合の納税協力費の大きさとする。

一般申告、簡易申告についてこのように納税協力費を測定し、個人事業者と法人の合計件数²⁶⁾より一般申告、簡易申告それぞれについて計算をおこない、さらに還付申告についての納税協力費（一般申告と同様の納税協力費とする）も同様に計算した上で算出された金額に加えて消費税に関する納税協力費の値とする。

消費税についても納税協力費に関するベネフィット分とさらにロス分について注目したい。ここでもサンフォード教授らの研究における測定方法を参考にしながら²⁷⁾、日本における消費税の納税協力費ベネフィット分、ロス分について測定する。

消費税の納税協力費ベネフィット分について、課税期間を1年として課税期間の翌日から2ヵ月後に消費税額を納付すること²⁸⁾を考える場合、事業者はベネフィットをうけることになる。ベネフィットの大きさは課税期間（1年）について（平均でみて）年税額の12

24) この点について横山直子（2013）参考。

25) 北林隆明編（2013），p.276参考。詳細については、北林隆明編（2013）を参考。

26) 国税庁編（2012）『国税庁統計年報書（平成22年度版）』における消費税、納税申告（一般・簡易申告）件数、還付申告件数（いずれも個人事業者、法人の合計件数）より計算。

27) Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick（1989），pp.115-119, pp.259-260を参考。

28) 課税期間は原則として1年であり（北林隆明編（2013），pp.60-62，課税事業者は、課税期間ごとに原則として、その課税期間の末日の翌日から2月以内に消費税及び地方消費税の確定申告書を提出し、その申告に係る消費税額等を納付することとされている（北林隆明編（2013），p.327）。詳細については北林隆明編（2013）を参考。

分の6に加えて、さらに年税額のうち2ヶ月分（年税額の12分の2）のベネフィットが得られることになり、 $6/12T + 2/12T$ （ T は年税額）つまり $2/3T$ の大きさのベネフィット分になる。金利を1%とするとベネフィットの価値の値は $2/3T \times 0.01$ となる。

一方、消費税の還付がある場合、2ヵ月後には還付される（課税期間1ヵ月²⁹⁾）ことを考える場合、事業者はロスを受けることになる。この場合のロスの値は、各月の平均でみて年還付額の24分の1に加えて、さらに2ヵ月分（12分の2ヵ月分）のロスがあることになり年還付額を R とすると $1/24R + 2/12R$ つまり $5/24R$ の大きさのロス分となり、金利を1%とするとロスの価値の値は $5/24R \times 0.01$ となる。ベネフィット分からロス分を引いた値がネットのベネフィットであり、納税協力費の値からネットのベネフィットを引いた値がネットの納税協力費の値ということになる。

なお①式のように各税の納税協力費の値（ $COMPCSi$ ）を各税の税収（ TRi ）で割って各税の百円あたりの納税協力コスト（ $COMPCi$ ）を算出している（ i は申告所得税（事業所得）、源泉所得税（給与所得）、消費税を表し、 TRi は i 税の税収、 $COMPCi$ は i 税の納税協力コストを表している）。

$$COMPCi = COMPCSi / TRi \times 100 \cdots \textcircled{1}$$

3.2 所得税、消費税に関する納税協力費の比較

3.2.1 納税協力費の比較

表1は申告所得税、源泉所得税、消費税の納税協力費と納税協力コストに関して示したものであり、表2は源泉所得税に関する納税協力費ベネフィット分、ネットの納税協力費、納税協力コストについて、表3は消費税に関する納税協力費ベネフィット分、ロス分、ネットの納税協力費、納税協力コストについてあらわしたものである。各税の納税協力費について比較しているものが図3であるが、図3より消費税の納税協力費がかなり大きく、申告所得税、源泉所得税の納税協力費の約3倍の大きさがあることがみてとれる。図4はネットの納税協力費について各税で比較しているものであるが、ベネフィットも考え合わせてネットの納税協力費でみると消費税の納税協力費に関するベネフィット分が大きいことから、消費税のネットの納税協力費の値が小さくなっていることがわかる。

29) 1月ごとの課税期間特例の場合を考える（北林隆明編（2013）、pp.60-63）。詳細については北林隆明編（2013）を参考。

表1 申告所得税，源泉所得税，消費税の納税協力費（平成22年）

	申告所得納税者数・源泉徴収義務者数，消費税（個人事業者，法人）等（人，社）（件）	納税協力費 （百万円）	税収 （百万円）	納税協力コスト （円／税収100円あたり）
申告所得税	1,429,101	185,783	487,340	38.122
源泉所得税	3,620,660	217,240	8,501,306	2.555
消費税	3,385,401	682,298	7,487,412	9.113

（単位：百万円，人，社，件）

出所）国税庁編（2012）『国税庁統計年報書（平成22年度版）』、『税理士報酬規定』（近畿税理士会）によって納税協力費を算出し作成したもの。Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick（1989）における測定方法についても参考にしながら日本の納税協力費の場合の値を算出，測定している。横山直子（2010），（2011a）（2011b），（2013）についても参考。

注）申告所得税納税者（事業所得），源泉徴収義務者（給与所得に関する所得税について），消費税に関する納税協力費についてみている。

表2 源泉所得税に関するネットの納税協力費（平成22年）

	納税協力費	納税協力費 （ベネフィット分）	納税協力費 （ネット）	納税協力コスト （ネット）
源泉所得税	217,240	5,590	211,650	2.490

（単位：百万円，納税協力コストは円／税収100円あたり）

出所）国税庁編（2012）『国税庁統計年報書（平成22年度版）』、『税理士報酬規定』（近畿税理士会）によって納税協力費を算出し作成したもの。Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick（1989）における測定方法についても参考にしながら日本の納税協力費の場合の値を算出，測定している。横山直子（2010），（2011a）（2011b），（2013）についても参考。

注）源泉徴収義務者（給与所得に関する所得税について）についてみている。

表3 消費税に関するネットの納税協力費（平成22年）

	納税協力費	納税申告 （ベネフィット分）	還付申告 （ロス分）	納税協力費 （ネット）	納税協力コスト （ネット）	納税申告 （税額）	還付申告 （税額）
消費税	682,298	63,430	4,223	623,091	8.322	9,514,477	2,027,065

（単位：百万円，納税協力コストは円／税収100円あたり）

出所）国税庁編（2012）『国税庁統計年報書（平成22年度版）』、『税理士報酬規定』（近畿税理士会）によって納税協力費を算出し作成したもの。Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick（1989）における測定方法についても参考にしながら日本の納税協力費の場合の値を算出，測定している。横山直子（2010），（2011a）（2011b），（2013）についても参考。

注）・消費税収については現年分，また消費税国税分である。

・消費税に関する納税協力費についてみている。

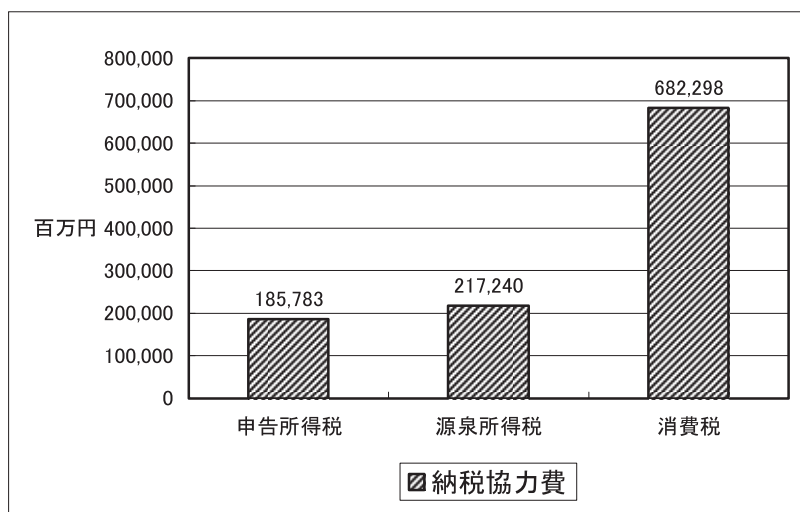


図3 申告所得税，源泉所得税，消費税の納税協力費比較（平成22年）

（単位：百万円）

出所 国税庁編（2012）『国税庁統計年報書（平成22年度版）』、『税理士報酬規定』（近畿税理士会）によって納税協力費を算出し作成したもの。Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick（1989）における測定方法についても参考にしながら日本の納税協力費の場合の値を算出、測定している。横山直子（2010）、（2011a）（2011b）、（2013）についても参考。

注）申告所得税納税者（事業所得）、源泉徴収義務者（給与所得に関する所得税について）、消費税に関する納税協力費についてみている。

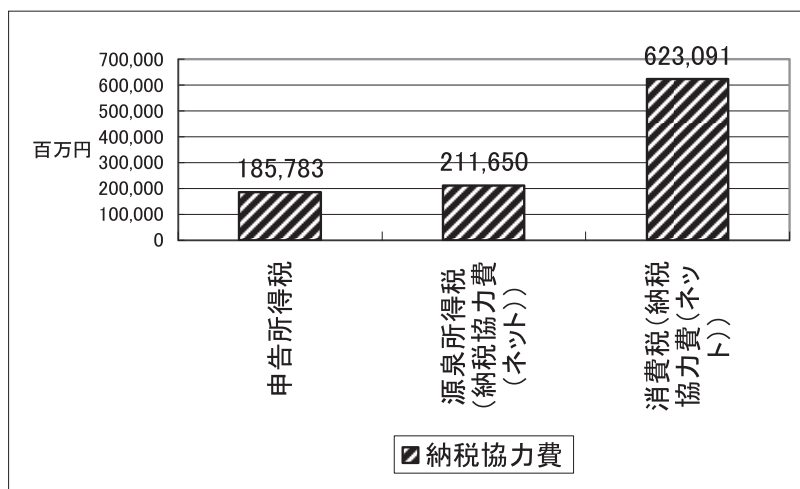


図4 ネットの納税協力費比較（平成22年）

（単位：百万円）

出所 国税庁編（2012）『国税庁統計年報書（平成22年度版）』、『税理士報酬規定』（近畿税理士会）によって納税協力費を算出し作成したもの。Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick（1989）における測定方法についても参考にしながら日本の納税協力費の場合の値を算出、測定している。横山直子（2010）、（2011a）（2011b）、（2013）についても参考。

注）申告所得税納税者（事業所得）、源泉徴収義務者（給与所得に関する所得税について）、消費税に関する納税協力費についてみている。

3.2.2 納税協力コストの比較

各税の納税協力コストの値について比較しているものが図5、各税のネットの納税協力コストの値について比較しているものが図6である。図5より、納税協力コストで比較すると申告所得税の納税協力コストの値がかなり大きく、消費税の納税協力コストと比べても約4倍の大きさであることがわかる。図6より、ネットの納税協力コストでみると、消費税の納税協力コストの大きさが小さくなっていることがみてとれる。

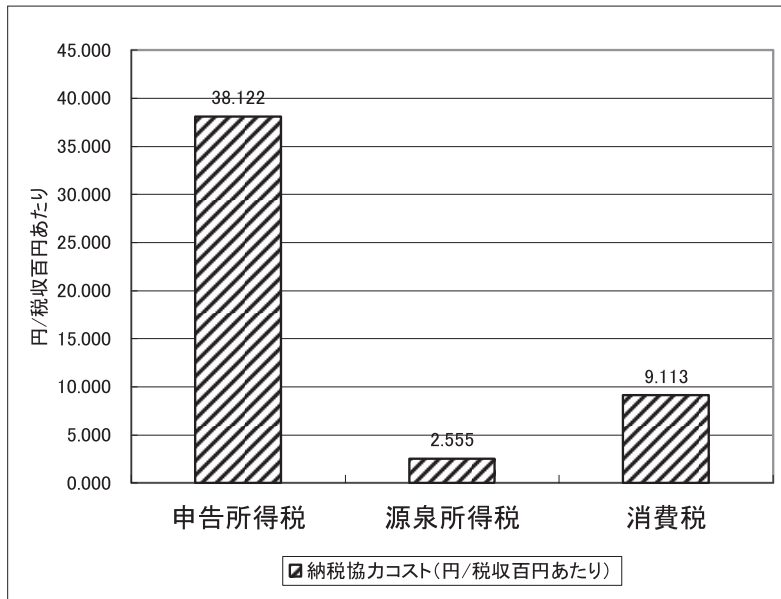


図5 申告所得税, 源泉所得税, 消費税の納税協力コスト比較 (平成22年)

(単位：円/税収百円あたり)

出所) 国税庁編(2012)『国税庁統計年報書(平成22年度版)』、『税理士報酬規定』(近畿税理士会)によって納税協力費を算出し作成したもの。Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989)における測定方法についても参考にしながら日本の納税協力費の場合の値を算出、測定している。横山直子(2010), (2011a) (2011b), (2013)についても参考。

注) 申告所得税納税者(事業所得), 源泉徴収義務者(給与所得に関する所得税について), 消費税に関する納税協力コストについてみている。

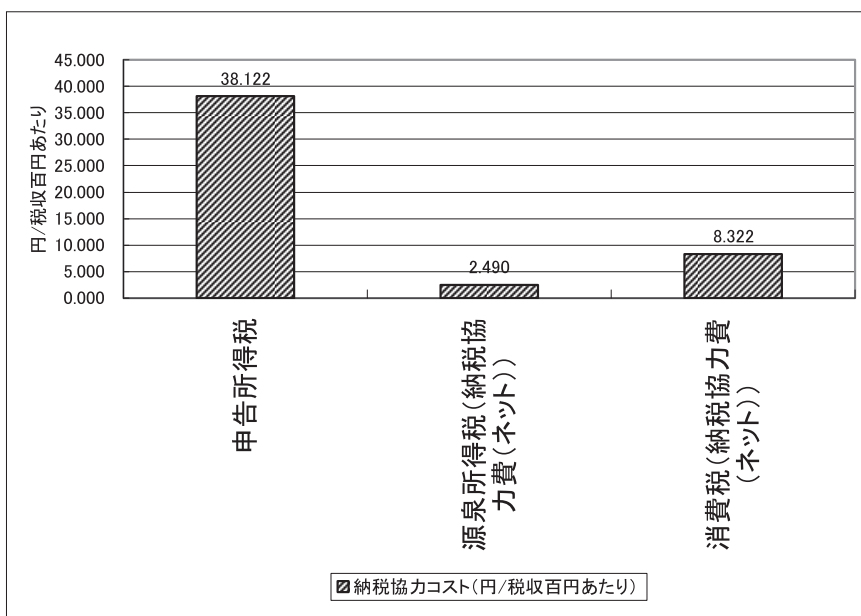


図6 申告所得税, 源泉所得税, 消費税の納税協力コスト(ネット)比較(平成22年)

(単位: 円/税収百円あたり)

出所) 国税庁編(2012)『国税庁統計年報書(平成22年度版)』、『税理士報酬規定』(近畿税理士会)によって納税協力費を算出し作成したもの。Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick(1989)における測定方法についても参考にしながら日本の納税協力費の場合の値を算出, 測定している。横山直子(2010), (2011a), (2011b), (2013)についても参考。

注) 申告所得税納税者(事業所得), 源泉徴収義務者(給与所得に関する所得税について), 消費税に関する納税協力コストについてみている。

3.3 所得税, 消費税の徴税费・納税協力費比較

図7においては, 申告所得税, 源泉所得税, 消費税の納税協力費に関する割合比について比較し, 図8は各税のネットの納税協力費に関する割合比について比較しているものである。本論文第2節の図2, 申告所得税, 源泉所得税, 消費税の徴税费に関する割合比の比較と比べると, 図2より徴税费の割合比でみると申告所得税の徴税费の割合比が60%以上と最も大きいものに対して, 図7, 図8より納税協力費でみると(ネットの納税協力費でも), 消費税の納税協力費の割合が60%以上とかなり大きいことがみてとれる。また, 徴税费の割合比でみると, 源泉所得税については申告所得税の徴税费割合比と比較して約7分の1程度とかなり小さい割合比であるのに対して, 納税協力費の割合比でみると申告所得税の納税協力費割合比と比較して同じくらいの割合比(少し大きい)であることがわかる。

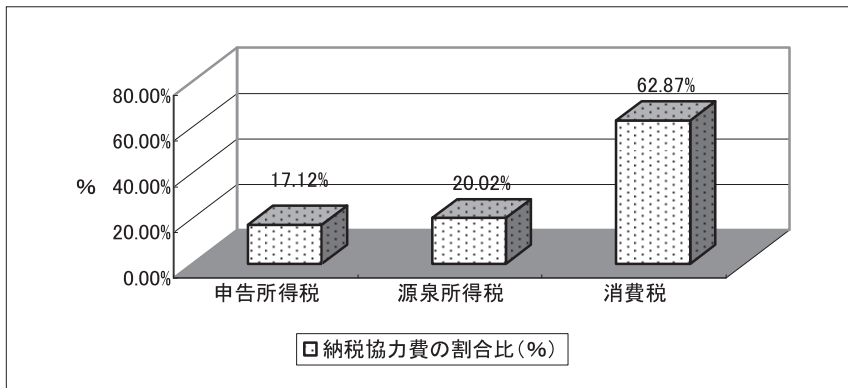


図7 申告所得税, 源泉所得税, 消費税の納税協力費に関する割合比（平成22年）

（単位：％）

出所) 国税庁編 (2012)『国税庁統計年報書 (平成22年度版)』,『税理士報酬規定』(近畿税理士会)によって納税協力費の割合比を算出し作成したもの。Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989)における測定方法についても参考にしながら日本の納税協力費の場合の値を算出, 測定している。横山直子 (2010), (2011a) (2011b), (2013)についても参考。

注) 申告所得税納税者 (事業所得), 源泉徴収義務者 (給与所得に関する所得税について), 消費税に関する納税協力費についてみている。

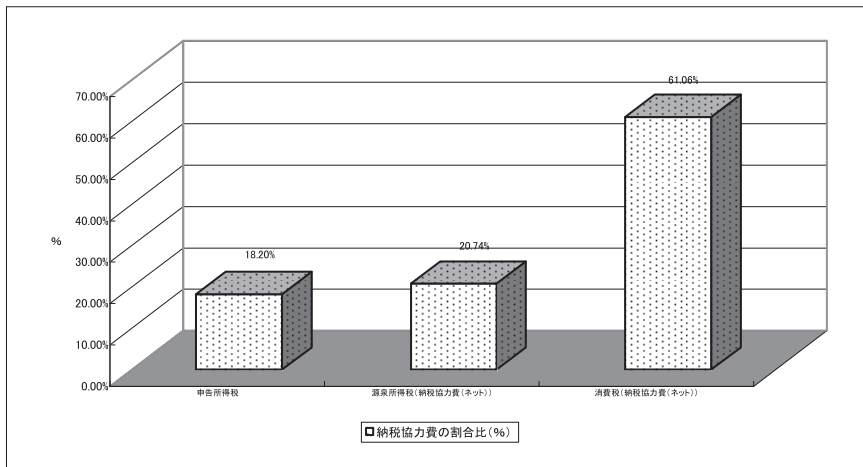


図8 申告所得税, 源泉所得税, 消費税の納税協力費 (ネット) に関する割合比（平成22年）

（単位：％）

出所) 国税庁編 (2012)『国税庁統計年報書 (平成22年度版)』,『税理士報酬規定』(近畿税理士会)によってネットの納税協力費の割合比を算出し作成したもの。Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989)における測定方法についても参考にしながら日本の納税協力費の場合の値を算出, 測定している。横山直子 (2010), (2011a) (2011b), (2013)についても参考。

注) 申告所得税納税者 (事業所得), 源泉徴収義務者 (給与所得に関する所得税について), 消費税に関する納税協力費についてみている。

4. 徴税・納税制度，徴税費，納税協力費の意義と納税意識との関連の重要性

所得税，消費税に関する徴税・納税制度，徴税費・納税協力費の大きさと特徴，さらにその意義と重要性を一層明確にしながら納税意識との関連の重要性について明らかにする。

4.1 徴税・納税制度，徴税費，納税協力費と納税意識の関連

図9は，徴税・納税制度，徴税費，納税協力費と納税意識の関連について示しているものである³⁰⁾。本論文第2節において触れているように，納税意識に関連して本論文の分析にとって重要なキーワードは，第一に徴税費・納税協力費，第二に徴税方法，徴税・納税制度，第三に客観性・主観性である。図9より，納税意識は徴税方法，徴税・納税制度と深く関連しており，納税意識と徴税費，納税協力費（特に納税協力費）も強い関連があり，納税意識において重要な客観性・主観性は徴税方法，徴税・納税制度と大きく関連していることをあらわし，また，徴税方法は徴税費・納税協力費と強い関連があり，徴税費と納税協力費はそれぞれ深く関連しあっているということについても示している。

本論文の分析にとって重要なキーワードに関して，第一に徴税費・納税協力費の視点から納税意識との関連についてみると，納税意識が高いと納税協力費の大きさも大きいということがいえると考えられる。源泉所得税の源泉徴収義務者は源泉所得税納税者と比較して納税協力費がかなり大きく納税意識も高いといえる。消費税についても，納税義務者は消費税負担者と比べて納税協力費が大きく納税意識もかなり高いといえる。本論文第3節であらわしているように，消費税の納税協力費はかなり高いといえるので注目すべきである。第二に徴税方法の視点，第三の客観性，主観性の視点からみる納税意識との関連については，本論文第2節においてみているように³¹⁾，所得税については申告と源泉という徴税方法の特徴によって，それぞれの納税意識の大きさ・特徴も影響をうけており，申告所得税納税者は税額が客観的に明確であり納税意識も高く，源泉所得税納税者は税額の明確さが低く（税の負担感はある），納税意識は低いといえる。所得税と消費税の納税意識について考える場合にも，税額に関する客観性の視点は重要なキーワードであり，所得税について源泉徴収義務者と源泉所得税納税者，消費税について消費税納税者と消費税負担者

30) 納税意識に関して, Schmolders, G. (1970), chap.5 第34節, 平井源治(2000), pp.49-53, 山本栄一(1989), pp.190-194を参考にしながら申告所得税, 源泉所得税, 消費税に関する納税意識について考えている。

31) Schmolders, G. (1970), chap.5 第34節, 平井源治(2000), pp.49-53, 山本栄一(1989), pp.190-194を参考にしながら申告所得税, 源泉所得税, 消費税に関する納税意識について考えている。

それぞれについて税額の客観性，納税意識についてみるのが重要である。

ここで注目すべきは，納税意識が低い場合，納税協力費は小さく，納税意識が高い場合，納税協力費は大きいといえるという点である。また，納税意識と徴税費の関連についてみるために，徴税費と納税協力費の関連について本論文第4.2節にて研究を深める。

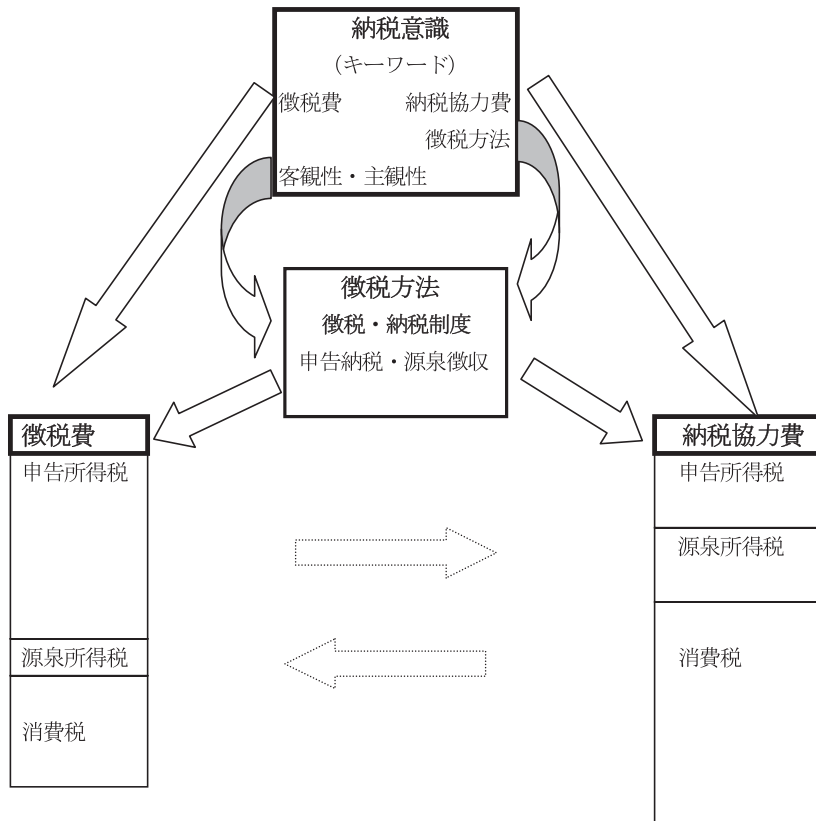


図9 徴税・納税制度，徴税費，納税協力費と納税意識³²⁾

4.2 徴税費，納税協力費と納税意識の関連の重要性

徴税費，納税協力費に注目すると，重要なのは，徴税費と納税協力費を合わせた広義の徴税費の値の大きさを小さくするという点である³³⁾。例えば，広義の徴税費の大きさが同じ場合，納税協力費と徴税費はそれぞれどのような大きさであるのかが重要である。広

32) 納税意識に関して，Schmolders, G. (1970), chap.5 第34節，平井源治 (2000), pp.49-53，山本栄一 (1989), pp.190-194を参考にしながら申告所得税，源泉所得税，消費税に関する納税意識について考えている。また，横山直子 (2008)，(2012)，(2013) についても参考。

33) これらの点について Sandford, C. (2000), pp.117-141を参考。

義の徴税費が同じ大きさのままであれば、納税協力費の大きさが低く、徴税費の大きさが高いという傾向が望ましいといわれている³⁴⁾。これは、納税協力費は逆進的である可能性があり、税に関する心理面のコストに影響を及ぼし、納税協力費の心理的コスト上昇につながるといえるのである³⁵⁾。申告所得税、源泉所得税、消費税に関する徴税費、納税協力費について、広義の徴税費の大きさに注目し、特に納税協力費を低くするための方策について考えることが重要であり、その中で、広義の納税協力費と納税意識の関連について考えることもまた重要である。

5. おわりに

わが国における所得税と消費税に関する徴税・納税制度、納税意識について、本論文では、納税意識の特徴と納税意識に影響を与える要素を分析することに加えて、徴税・納税制度、徴税費・納税協力費の特徴と、納税意識との関連についても着目し分析を深めているものである。本論文は、所得税、消費税に関する徴税・納税制度と納税意識の関連について注目しながら納税意識に影響を与える要素を一層明確にし、申告所得税、源泉所得税、消費税それぞれに関する納税協力費の大きさと納税意識の特徴、徴税費との関連について分析をおこない、所得税、消費税に関する徴税・納税制度、徴税費、納税協力費の特徴、意義を一層明確にしながら、納税意識との関連の重要性について明らかにしている。

本稿における分析の中から得られる重要な視点について第一は、納税意識、徴税・納税制度、徴税費、納税協力費の関連についての視点、第二は、納税協力費の意義の大きさ、奥深さについての視点である。第一の視点は、申告所得税、源泉所得税、消費税に関する納税協力費、徴税費は、それぞれの特徴を有しているが、いずれも納税意識、徴税方法と深く関連をもっているということに関する点である。第二の視点について、特に納税協力費は心理的コストの大きさにも関連して納税意識と強い関連がある。また、源泉所得税、消費税に関する納税協力費のベネフィットについてなど、納税協力費の大きさ、特徴をより一層明らかにするうえで注目すべきものが多い中で、納税協力費に関する分析をますます深めることの意義は大きい。

34) Sandford, C. (2000), pp.129-130参考。

35) Sandford, C. (2000), pp.129-130参考。

【参考文献リスト】

- Lewis, A. (1982), *The Psychology of Taxation*, Martin Robertson, Oxford.
- Sandford, C., M. Godwin, P. Hardwick and M. Butterworth (1981), *Costs and Benefits of VAT*, Heinemann Educational Books.
- Sandford, C., M. Godwin and P. Hardwick (1989), *Administrative and Compliance Costs of Taxation*, Fiscal Publications, Bath.
- Sandford, C. (ed.) (1995), *More Key Issues in Tax Reform*, Fiscal Publications, Bath.
- Sandford, C. (2000), *Why Tax Systems Differ; A Comparative Study of the Political Economy of Taxation*, Fiscal Publications, Bath.
- Schmölders, G. (1970), *Finanzpolitik, Dritte, neu überarbeitete Auflage*, Springer-Verlag, Berlin · Heidelberg · New York.
- 宇波弘貴編著（2013）『図説日本の税制〈平成25年度版〉』財経詳報社.
- 大蔵財務協会（2013）『財務省職員録〈平成25年版〉』大蔵財務協会.
- 北林隆明編（2013）『図解消費税（平成25年版）』大蔵財務協会.
- 近畿税理士会（昭和55年10月制定，平成6年6月一部改正）『税理士報酬規定』.
- 国税庁『年末調整のしかた（平成20年分）』
- 国税庁編（2012）『〔第136回〕国税庁統計年報書〈平成22年度版〉』大蔵財務協会.
- 小西砂千夫（1997）「日本の租税意識と税制改革」『産研論集』24号.
- 佐藤進（1979）『日本の税金』東京大学出版会.
- 佐藤進（1990）『日本の租税文化』ぎょうせい.
- シュメルダース, G. 山口忠夫・中村英雄・里中恆志・平井源治訳（1981）『財政政策〔第3版〕』中央大学出版部.
- 田口和夫（1978）「租税心理学について」『税務大学論叢』12.
- 日向寺純雄（1990）「新税と租税心理学」『青山経済論集』第42巻第1・2号.
- 日向寺純雄（1987）「納税者心理について」『租税研究』451.
- 平井源治（1977）「租税心理学概論—E. ショーラーの所説を中心に—」『産業経済研究』第18巻第2号.
- 平井源治（1987）「租税負担と租税意識」『産業経済研究』第28巻第1号.
- 平井源治（2000）「所得税の課税原則—公平性，効率性そして納税者心理—」『明海大学経済学論集』第12巻第1号.
- 平井源治（2003）「日本人の財政意識」『明海大学経済学論集』第15巻第1号.
- 丸山高満（1971）「租税意識とその形成についての一考察（1）」『自治研究』第47巻第11号.
- 丸山高満（1974）「租税意識とその形成についての一考察（19）」『自治研究』第50巻第3号.
- 山本栄一（1989）『都市の財政負担』有斐閣.
- 横山直子（1998）「わが国における所得税納税システムの問題点—徴税コストと徴税行政の公平性—」『関西学院経済学研究』第29号.

- 横山直子 (2000) 「源泉徴収・年末調整システムにおける徴税コスト」『経済情報学論集』第14号.
- 横山直子 (2005) 「納税システムにおける納税協力費—納税協力費の根拠と位置づけに関連して—」『経済情報学論集』第20号.
- 横山直子 (2008) 「納税協力費と納税意識」『経済学論究』第62巻第1号 (関西学院大学経済学部研究会).
- 横山直子 (2010) 「所得税に関する納税協力費の特徴」『経済情報学論集』第29号.
- 横山直子 (2011a) 「わが国における徴税费・納税協力費の測定と特徴」『経済情報学論集』第30号.
- 横山直子 (2011b) 「わが国における消費税の納税協力費の特徴」『経済情報学論集』第31号.
- 横山直子 (2012) 「わが国における所得税・消費税の納税意識と納税協力費の特徴」2012, 第69回日本財政学会報告論文.
- 横山直子 (2013) 「所得税と消費税に関する納税協力費比較」『大阪産業大学経済論集』第14巻第2号.

Tax Administration Systems and Tax Consciousness of Income Tax and Consumption Tax

YOKOYAMA Naoko

Key Words : Tax Administration Systems, Tax Consciousness, Income Tax, Consumption Tax

Abstract

Tax compliance costs of consumption tax are relatively high. Tax compliance costs for self-assessment taxpayers are high, and for withholding income taxpayers, the compliance costs are small. That is to say, characteristics of tax compliance costs for income tax and consumption tax are various. And also characteristics of tax consciousness for income tax and consumption tax are many and various.

The features of this paper are to clarify characteristics of tax compliance costs and tax consciousness for income tax and consumption tax and compare these compliance costs and tax consciousness, and in addition, consider what influence tax consciousness. Furthermore this paper clarifies characteristics of tax administration systems for income tax and consumption tax and also elucidate features of tax compliance costs and tax consciousness for income taxpayers, withholding income taxpayers, employers who are obliged to withholding income tax, consumption tax payers, and consumers (who pay taxes).